

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、さいたま市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管 理 者	収容人員
浦和コミュニティセンター	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町十一番一号	公益財団法人さいたま市文化振興事業団	四百人